府　令

○内閣府令第五十三号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第百号）の施行に伴い、及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第十九条の二第一項の規定に基づき、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年六月十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成二十三年内閣府令第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（公共施設等運営権に関する実施方針の変更提案の添付書類） **第四条の二**　法第十九条の二第一項に規定する内閣府令で定める書類は、同項の工事による公共施設等運営事業の効果の増進及び効率性の向上に関する評価の過程及び方法を示す書類とする。	［条を加える。］
（書面をもって作られた議事録の備置き及び閲覧等における特例） **第十二条**　法第四十八条第八項に規定する議事録が書面をもって作られているときは、株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下この条において「機構」という。）は、その書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取措置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルにより備え置くことができる。	（書面をもって作られた議事録の備置き及び閲覧等における特例） **第十二条**　法第四十八条第八項に規定する議事録が書面をもって作られているときは、株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下この条において「機構」という。）は、その書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取措置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルにより備え置くことができる。
2　［略］	2　［同上］
別記様式（第十三条関係）	**別記様式**（第十二条関係）

表

第　　号	
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第63条第２項の立入検査をする職員の身分証明書	
官　　職	
氏　　名	
年　月　日生	
写　真	
年　月　日発行	
内閣総理大臣	印
（押出スタンプ）	